エ　近傍帯域１以外で探索した不要発射の振幅値が、規格値－３dBを超えた場合は、掃引周波数を10MHz、１MHzと順次狭くして不要発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、その不要発射振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定値とする。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均とする。

オ　近傍帯域１の範囲で探索した不要発射の「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」が規格値以下の場合は、「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」を測定値とする。

分解能帯域幅換算値は、次式による。

分解能帯域幅換算値＝10log（参照帯域幅／測定時の分解能帯域幅）

カ　近傍帯域１の範囲で探索した不要発射の「振幅測定値＋分解能帯域幅換算値」が規格値を超える場合は、規格値を超える周波数において次の手順で測定を行う。

⑺　スペクトル分析器の設定２⑶において検波モードをポジティブピークとして、搬送波抑圧フィルタを通さずに搬送波振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定する。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均とする。

⑴　スペクトル分析器を２⑵の近傍帯域１に設定する。スペクトル分析器の掃引周波数幅は、規格値を超える各周波数を中心として±（参照帯域幅／２）とする。ただし、規格値を超える周波数が搬送波±112.5kHz以内の場合は、中心周波数を搬送波＋112.5kHz又は搬送波－112.5kHzとする。

⑼　スペクトル分析器を掃引して、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データについて、dB値を電力次元の真数に変換する。

⑸　全データの電力総和を算出し、これをP_sとする。また、算出した各周波数の電力総和P_sの値をあらかじめ⑺で測定した搬送波の振幅値で除し、各不要発射周波数における搬送波の振幅値からの減衰量を算出する。

電力総和の計算は次式による。ただし、参照帯域幅内の電力の真値（ＲＭＳ）が直接測定できるスペクトル分析器の場合は、近傍帯域１及び近傍帯域１以外においてその値を用いることができる。

$$P_S = \left(\sum_{i=1}^{n} E_i\right) \times \frac{S_W}{RBW \times k \times n}$$

P_s：各周波数での参照帯域幅内の電力総和（W）

E_i：１サンプルの測定値（W）

S_W：掃引周波数幅（MHz）

ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）

ｋ：等価雑音帯域幅の補正値

ｎ：参照帯域幅内のサンプル点数

⑵　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度

ア　スペクトル分析器を２⑶のように設定して、搬送波抑圧フィルタを通さずに搬送波振幅の平均（電力次元の真数平均）を測定する。ただし、バースト波の場合はバースト時間内の平均を測定する。

イ　試験機器の状態を３⑶とし、帯域外領域のスプリアス探索を行う。次に、スペクトル分析器を２⑷のように設定し、探索したスプリアスの振幅の最大値（設備規則に規定する許容値に対する余裕が最も少ない値）を測定値とする。ただし、運用状態において無変調状態にならない場合は、測定を行わない。